

見守り活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 地域に暮らす高齢者が孤立しないよう、地域全体で高齢者の見守り体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）及び、町会または自治会とする。

(対象者)

第3条 対象者は概ね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、日中ひとり世帯など見守りが必要と思われる者で、地域の実情を考慮して選ぶものとする。

(見守り活動推進員)

第4条 事業の目的に賛同し、事業に協力できる者とする。

(活動内容)

第5条 見守り活動推進員が、定期的に自宅を訪問するなどして、安否を確認する。訪問回数は、概ね月1回程度とするが、地域の対象者数と見守り活動推進員数により決定する。

2 見守り活動の実施状況を把握するため報告会を実施する。報告会には、本会職員も原則として出席する。

(助成金額)

第6条 助成金額は、初年度50,000円を超えない額とし、2年目以降は、申請時の対象者数によって次の各号の金額を超えない額とする。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 対象者数15人以下 | 10,000円 |
| (2) 対象者数16人以上25人以下 | 15,000円 |
| (3) 対象者数26人以上 | 20,000円 |

(助成対象経費)

第7条 助成対象経費は、見守り活動に直接必要とし、消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料等とする。

(助成対象外経費)

第8条 次の各号の経費は、助成対象としない。

- (1) 会議等での食事代
- (2) 見守り活動推進員への報酬

(申請)

第9条 申請は、見守り活動推進事業申請書を本会会長（以下、「会長」とい

う。)へ提出する。なおこの事業は、群馬県共同募金会の配分を受けて実施しているため、配布物等に「この事業は、赤い羽根共同募金の配分を受けて実施しています。」の表示方法を記載する。

(助成金額の決定及び交付)

第10条 会長は、申請内容を審査し助成の可否及び助成金額を決定し、申請者あてに通知する。

(実績報告書)

第11条 事業終了後1ヶ月以内に見守り活動推進事業実施報告書を会長に提出する。

(その他)

第12条 この要綱に定めたものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。